

講演録

LGBTI（いわゆる性的少数者）の権利保障をめぐって

三 成 美 保

On Protecting the Rights of LGBTI People

MITSUNARI Miho

はじめに

ただいまご紹介にあずかりました奈良女子大学の三成でございます。本日はこのような機会を与えていただき、まことに光栄です。タイトルに挙げておりますように、本日はLGBTI、いわゆる性的マイノリティの問題につきまして、日本の現状と今後の課題についてお話したいと思います。わたしたちは何を知らず、何を知るべきなのか。また、わたしたちはどう考え、どう行動するべきなのか。みなさまと一緒に考えたいと存じます。

1. わたしたちは何を知らねばならないか？

(1) LGBT/LGBTI と SOGI—用語について

「LGBTI」という言葉はあまり耳慣れないかもしれません、「LGBT」という言葉は最近マスコミでもよく登場するようになりました。「LGBTI」とは、「レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）、インターフェックス（Intersex）」の頭文字をとったもので、国連諸機関の共同声明等で使われている用語です。LGBTIのうち、LGBは「性的指向（Sexual Orientation）」に関わる特徴をさします。「性的指向」とは性愛がどの性に向かうかという意味で、「異性愛」「同性愛」「両性愛」「無性愛」などがあります。また、Tは「性自認（Gender Identity）」に関わる特徴をさし、自分の性をどの性と考えるかということです。多くの人は、身体の性と性自認が一致していますが、一致しない人もいます。身体的性が男性で性自認が女性の場合をMTF（Male to Female）、身体的性が女性で性自認が男性の場合をFTM（Female to Male）といいます。トランスジェンダーのうち、性別再指定手術によって身体の形状を性自認に近づけることを望む人のことを「トランセクシュアル」といい、トランスジェンダーの2～3割とされます。

「性的マイノリティ」という言葉は、近年、文科省でも使われています。し

かし、これらの言葉は、性のあり方が「非典型」な人びとを特別視する表現であるため適切ではないと考える当事者もいます。そこで、最近好んで用いられるようになったのが、「SOGI（ソジ）」という表現です。「SOGI」は、「性的指向」と「性自認」の略語です。「LGBT/LGBTI」がある特徴をもつ集団を表すのに対しても、「SOGI」は、ひとがもつ属性に着目した概念であるために、すべてのひとを表現することができるのです。性は一続きのグラデーションとしてとらえる必要がありますので、その意味でも「SOGI」のほうがより適切な呼び方と言えるのですが、日本社会にはまだ浸透しているとは言えません。そこで、本講演では「LGBTI（性的マイノリティ）」という語を用いることにします。

属性をあらわす「SOGI」という用語からも漏れ落ちるのが、「インターフェクス」です。人間の性染色体・（解剖学的な）内外性器・性ホルモン分泌などの組合せには、70種以上のタイプがあると言われており、おおよそ2,500人から4,000人に1人生まれるとされます。たとえば、XYモザイク型の場合、精巣と卵巣の双方をもつことがあります。このような「非典型／非定型(atypical)」な組合せの場合を「インターフェクス」と呼ぶのです。インターフェクス自体は「身体的性に関わる特徴」であって、複数の症例を包括する医療カテゴリーとして「性分化疾患（Disorders of Sex Development=DSDs）」が用いられます。インターフェクスはあくまで身体上の性分化の特徴を表す表現であり、個々人の性自認とは別次元の特徴であることには注意が必要です。

（2）身近な LGBTI

LGBTIは、じつに身近に存在します。電通総研のインターネット調査（2015年）によると7.6%、連合の調査（2016年）では雇用労働者のうち8%がLGBTであるという結果が公表されています。13人に1人という高い割合です。たとえば、中学・高校などの40人クラスですと、クラスに3人はいるということになります。もちろん、この大学にも該当する方は必ずおられるでしょう。

2. 国際社会の動き

(1) 二分される国際社会

残念なことに、国際社会はけっして一枚岩ではありません。LGBTI の権利保障という問題について、国際社会はいま二つに分かれているのです。

現在、世界の190ヶ国余りのうち、同性間の性愛関係に刑事罰を科す国は73ヶ国にのぼります。うち13ヶ国は最高刑が死刑です。ロシアのように、国内の政治情勢を考慮して同性愛の公言禁止法を定めたり（2013年）、中国のように、同性愛を扱った映像作品の上映を禁じたりする動きも新しく出ています（2016年）。LGBTI 権利保障を否定する傾向は、縮小しているとは言えません。

他方、欧米諸国を中心に性的指向の自由が人権として保障され、同性間の婚姻が認められつつあります。その皮切りが、2001年のオランダでした。同性間の婚姻に長く否定的であったドイツでも、2017年10月から同性間の婚姻が認められました。現在、47ヶ国で同性間の婚姻が認められています。また、EU 基本権憲章（2000年）は、性的指向による差別を禁じています。

EU 基本権憲章（2000年）「第21条 1 性、人種、皮膚の色、民族的または社会的出身、遺伝的特徴、言語、宗教もしくは信念、政治的意見その他の意見、国内少数者集団の一員であること、財産、出生、障害、年齢、または性的指向等いかなる理由による差別も禁止される。」

2020年には東京オリンピックが開催されますが、オリンピック憲章もまた性的指向による差別を禁じています。

オリンピック憲章（2016年）「6. このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けすことなく、確実に享受されなければならぬものである。」

ばならない。」

イスラーム諸国を中心にLGBTI抑圧が維持・強化され、欧米を中心にLGBTIの権利保障がはかられる動きが活発になっているわけですが、歴史に照らして見ると、状況が逆転していることに気づきます。もともとイスラーム教は他の宗教や他の文化に寛容な性格をもち、オスマン宮廷では同性愛行為は処罰されませんでした。これに対して、キリスト教は性に関してきわめて厳しく、前近代ヨーロッパ社会ではキリスト教の教義に従って同性間性行為（とくに男性同性間）を「ソドミー」という宗教犯罪とみなし、火あぶりの刑に処していました。

19世紀ヨーロッパでは、男性同性愛を非処罰とするフランス刑法型と、処罰（ただし死刑ではない）するプロイセン（ドイツ）刑法型に分かれていますが、同性愛を社会的逸脱と位置づけた点は共通していました。同性への性的指向は「精神病」として治療の対象とされ、男性同性愛者は「変態」として扱われたのです。女性同性愛が問題にされなかったのは、19世紀社会では女性に性欲はないとしたために女性同性愛が想定外とされたためです。これもジェンダー・バイアス（性にもとづく偏見・偏り）の表れです。

同性愛を処罰する法制度や社会制度に反発して、19世紀半ば頃から同性愛者の権利運動が登場します。しかし、それはあくまでも男性同性愛者の権利運動にとどまり、1970年代以降のゲイ解放運動においてすらレズビアンやバイセクシュアルは周縁化されていました。性的指向の如何を問わず、均しく婚姻まで認める動きは、21世紀のきわめて新しい現象なのです。また、トランスセクシュアルについては1970～80年代の欧米で名前や法的性別の変更を認める法制が登場しましたが、広くトランスジェンダー一般の権利を認める動きは最近のものです。インターフェックスについては、ようやく法的な関心が向けられはじめました。このように、LGBTI全体を包括する権利保障は、まさしく21世紀の新しい課題と言えるでしょう。

(2) 国連の動き

国際社会が二分されている現状を反映して、国連総会で LGBTI の権利保障について決議がなされたことはありません。しかし、21世紀を迎えて、国連人権理事会や国連諸機関では、LGBTI の権利保障をめざして積極的な動きが顕著になってきました。

国連人権理事会は、2011年と2015年の二度にわたって「性的指向、性自認と人権」と題する決議を可決しています。この国連人権理事会の決議が他の国際機関にも影響しております、たとえば、ILO（国際労働機関）は「プライドプロジェクト」といって、労働分野での差別をなくそうという取り組みをしておりますし、WHO（世界保健機関）も性別変更のための手術を法的性別変更の要件にすることはよくないという決定を出しております。あるいは国連難民高等弁務官も LGBTI を難民として認めるよう求めています。このように、さまざまな取り組みが今、国連諸機関で進んでいます。国連人権高等弁務官事務所が出している「BORN FREE AND EQUAL」という冊子の中に書かれていることが、各国に対する勧告の内容です。

表：「BORN FREE AND EQUAL」の勧告内容

勧告内容	必要な措置
①同性愛/トランス嫌悪の暴力からの個人の保護	憎悪犯罪としての位置づけ、効果的な捜査・記録、難民・庇護の認定
②LGBTに対する拷問・残虐・非人道的・品位を傷つける処遇の防止	拘禁者の尊厳ある処遇、法執行官の教育、拘禁施設の監視
③同性愛の非犯罪化	同性愛の非犯罪化、SOGIを理由とする逮捕の禁止、性的指向検査の禁止
④SOGIを理由とする差別の禁止	SOGIを含む差別禁止法、基本ニーズ保障(雇用・社会保障)、教育訓練の提供
⑤表現・結社・集会の自由の尊重	表現・集会・結社の制限の完全撤廃、私人による妨害からの保護

3. 日本の現状

(1) 国連と日本

世界はこのように二分されているわけですが、日本の位置づけはどのようになるでしょうか？日本は、法的にLGBTIを差別した歴史をもちません。そのような宗教的背景もありません。しかし、社会的差別がないわけではありません。

日本の現状については、大きく2点を指摘できます。国際的積極性と国内的消極性です。国際社会の中での性的少数者の権利保障に対し、日本は国としては非常に積極的に貢献しています。さまざまな決議や声明に積極的にかかわっているのです。しかし、日本国内の対策は緩慢です。国連人権諸機関からも、権利保障が足りないと勧告をたびたび受けています。たとえば、国連の人権委員会の中でも最も重要な委員会である自由権規約委員会から、2014年に日本政府に次のような勧告が出されています。

2014年国連自由権規約委員会からの勧告（日本政府レポート審査に対する最終見解）

「性的指向及び性別認識に基づく差別

11. 委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々に係る社会的嫌がらせ及び非難についての報告、及び自治体によって運営される住宅制度から同性カップルを排除する差別規定についての報告を懸念する（第2条及び第26条）。

締約国【日本のこと：筆者注】は、性的指向及び性別認識を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に、実効的かつ適切な救済を与えるべきである。締約国は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化し、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々に対する嫌がらせの申立てを捜査し、ま

たこうした固定観念、偏見及び嫌がらせを防止するための適切な措置をとるべきである。締約国はまた、自治体レベルで、公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に関して残っている制限を除去すべきである。」（出典：外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000054774.pdf> 一部改変）

（2）LGBTI 当事者が感じる「困難」

LGBTI の人たちが大学や日常生活で感じる困難には、どのようなものがあるでしょうか。「困難リスト」は、2015年に発足した LGBT 法連合会が、生活のさまざまな場面で困難を感じる問題についてリストアップし、WEB 上で公開しているものです。

- 学校・大学で仕草が女みたいだと言われ、仕草をまねされたり、笑いのネタにされた。
- 性別への違和感について、教員や同級生が笑いのネタにしたため、その場の空気と一緒に笑わざるを得なかった。
- 学籍簿の性別や氏名が、戸籍と住民票にもとづいて記載されているため、別人と疑われたり、性同一性障害であることが周囲に知られ、同級生などから仲間はずれにされた。
- 性的指向について、教員や同級生がおかしいものと話したり、「うちの学校にはいない」と言われ、何も言い返すことができなかつた。
- 同性の友達にラブレターを出したところ、相手の親が学校に通報したため、教員に呼び出されてとがめられた。
- 同級生から性的指向や性自認を理由にいじめを受けていたところ、教員からも「お前が悪い」と言われた。
- 他の人に身体を見られる心配や、他の人の身体が目に入る罪悪感から、学校の更衣室やトイレが使いつらかった。
- 親にカミングアウトしたところ、好きでもない相手と勝手に結婚話を進められ、結婚を強要された。
- 自らの性的指向や性自認が非典型であることをオープンにした結果、公務員（とくに教員）の採用試験で不当に低い評価を受けた。
- 就職活動の際、性的指向や性自認にフレンドリーな職場を見極めるための指標がなかった。
- 同性の元パートナーからストーカー行為を受け警察に相談したところ、性的指向を理由に揶揄されたり、事件と関係ないのに性体験について質問されたりした。
- 「レズビアンは女が好きなんだろう」といわれ、同僚の社員から男性向けのポルノ雑誌を無理矢理みせられた。（出典）LGBT 法連合会「困難リスト（第2回）」（2015年）から抜粋。

わたしたちはこうした困難について十分に知っていたでしょうか。LGBTI の人们は今まで見えない状態にされてきたため、どのようなことに困っているかということが周りに見えなかつたわけです。困難を本人が抱え込んで、精神的に追い詰められていくということしばしばありました。

「いのちリスペクト」という NPO 法人が行った調査（2013～2014年）により、

学校で性同一性障害や性的指向などで困難を抱える児童・生徒のうち、7割がいじめにあった経験を持ち、3割は自殺を考えていたという衝撃的な結果が報告されました。いじめを受けた経験がある人は68%で、言葉の暴力あるいは無視とか仲間外れ、身体的暴力、服を脱がすなどの性的暴力といったさまざまな暴力にあってるということが浮き彫りになったのです。そのうち72%が1年以上にわたって長期的ないじめを受けていて、大半が同性の同級生からの暴力ですが、なかには担任教師までいました。このような調査結果は、政府に衝撃を与えました。政府は、いじめによる自殺に関する報告書をつくりましたが、それもふまえて文部科学省は「性同一性障害」の児童・生徒への配慮を行う旨の通知を出しました。2015年4月のことです。

(3) 事例から

教育に関する最近の事例を三つご紹介します。

第一は、日本女子大学がLGBTI学生の受け入れについて検討を始めたという新聞報道です（2017年3月）。具体的には、女子大・女子校にトランスジェンダー MTF の入学を認めるのかどうかという問題です。

あとで述べるように、日本では、性同一性障害者特例法に定める要件をすべて満たせば戸籍上の性別、つまり法的な性別を変更することができます。その一つが年齢要件です。日本では、20歳にならないと法的性別を変更できません。他方、ホルモン治療は、条件付きとはいえ、15歳から可能です。2015年の文科省通知により、小中高では性自認を尊重した対応が学校に対して求められるようになりました。となると、どんなことが起こるでしょうか。

たとえば、戸籍上は男性だけれども、高校まで女の子として暮らしてきた生徒（MTF）がいるとします。その生徒は、20歳になつたら性別変更をしたいと望んでおり、すでにホルモン治療を開始していて、見た目はまったく女子生徒と変わらない。その子は、幼いときに同級生の男子たちから「女らしい」とからかわれたために男子とともに学ぶのは苦痛であると言っており、ジェンダー研究やLGBTI研究が充実している女子大への進学を望んでいる。そのよ

うな生徒に対して、女子大はどう対応すべきでしょうか。

女子大は学則で在籍者を「女子」に限っています。しかし、入学時に必ずしも戸籍抄本等で法的性別を確認しているわけではありません。女子大について問われているのは、学則変更をして、女子大としてのアイデンティティを放棄することではありません。「女子」定義（解釈）の変更なのです。「性別」がもはや「女性／男性」の二分論で語れないこと、「性」にグラデーションがあることが医学的にも明らかである以上、女子大の「女子」概念は、狭く「法的性別」に限定されたままでよいのか、それとも、それぞれの教學理念に即した形で「女子」概念を広げるのか、まさしくその決断が問われていると言えましょう。

第二は、2015年夏に新聞報道されたH大学アウティング事件です。この事件はたいへん痛ましい事件です。H大学ロースクールで学ぶ男子院生は、恋心を告白した相手院生によって仲間内のLINEでゲイだと暴露（アウティング）され、それを苦にして学内で転落死しました。彼は、アウティングされた後から授業に出られなくなり、大学のハラスメント相談室や保健センターそしてロースクールの教授にも相談していました。相手男子と同じクラスにならないうようにクラスを変えてほしいとも要求していました。しかし、大学は十分な対応をしませんでした。それどころか、性同一性障害者向けのカウンセリング受診を勧めたのです。大学側にも、教授・相手院生・周囲の院生のすべてにも、アウティングが深刻なセクシュアル・ハラスメントであるとの認識が欠けていたと言わざるを得ません。結果的に、その授業に出ないと単位を落とすという最後のぎりぎりのときに必死の思いで教室に行ったものの倒れてしまい、保健センターに運ばれて、すきをついて屋上に上がって転落死してしまったのです。H大学はジェンダー教育・研究に力を入れており、専門家も多くいたのですが、大学側はそれらの教員に問い合わせも相談もしなかったようです。周囲が適切な対応をすれば、守ることができた命です。残念でなりません。

第三は、ある本で紹介されている事例ですが、中高一貫の女子校に在籍するインターフェックスの生徒が空欄になっていた戸籍上の性別を男性にしたという

ケースです。インター性で生まれた場合、性別がはっきりしませんので、戸籍欄を空欄にできます。この生徒は、戸籍の性別欄を空欄にしたまま私立の中高一貫の女子中学に入学したあと、戸籍上の性別を男性とし、高校進学後に治療の一環として男性ホルモン治療を始めました。学校側は「思い違いだろ」などとインター性に対する無理解をあらわにして生徒の在籍に難色を示しましたが、その子は担任教師の支援を受け、無事卒業することができました。しかし、ホルモン治療を半分に減らし、「男性化」を抑えるという条件付きでした。

在籍する生徒・学生を退学処分にする理由はあらかじめ決められていますが、「性別確定」や「性別変更」は、「退学処分理由」には含まれません。幼少期の性自認は揺れ動く場合もあるため、「虚偽申告」にもあたりません。とすれば、在籍する生徒・学生の法的性別や社会的性別が男性に変わった場合でも、女子校・女子大は性別変更・性別確定を理由に生徒・学生を退学させることはできないことになります。

4. 日本の課題

(1) 人権としての性と身体

性（セクシュアリティ）も身体も、人格権という人権の一つです。自らの性自認に従って学び、働き、生活する権利をだれも侵すことはできません。身体の変更を法律によって強制されることも人権侵害になります。性的指向の自由を侵害されない権利、つまり性的指向の自由を保障するということは、性的指向にかかわらずほかのすべての人が同じように結婚したり、家族生活を営んだりする、その権利を保障するということにつながります。「性」「身体」という人格権を保障しても、他者の人権を損なうことはありません。LGBTIの人権保障は、すべての人の人権保障となんら衝突しないのです。

人権保障は他者の人権を侵害しない限りで最大限の尊重を受けねばなりません。にもかかわらず、LGBTIの権利保障に関しては、「社会秩序」や「道徳」

といった外在的な価値観が持ち出されるわけです。しかし、こうした価値観は時代によって変化します。OG が在籍していた時代とは大きく社会が変化しているのです。教育機関として、児童・生徒・学生のだれ一人も置き去りにしない—この原点に立ち返れば、だれの権利を尊重すべきかは明らかでしょう。いま困っている人たちの権利保障にまづつとめるべきです。

（2）性同一性障害者特例法の改正課題

日本では、2003年に「性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律」（特例法）が成立しました。この特例法が、日本で唯一の LGBTI 法です。特例法が定める要件をすべて満たした場合には、法的性別、すなわち戸籍上の性別を変更できます。しかし、欧米の同種の法律と比べると、日本の性別変更要件はきわめて厳しいと言わざるを得ません。

特例法が定める要件は 5 つです。年齢要件（20歳以上）、非婚要件（結婚してはいけない）、子なし要件（未成年の子がいたらダメ）、生殖不能要件（生殖能力を持ってはいけない）、近似要件〔身体変更要件〕（身体を性自認に合わせた相手方の身体に近づけないといけない）の 5 つです。最後の 2 つは、いわゆる「性別適合手術（性別再指定手術）」（かつては性転換手術と言われた）を受けないといけないことを意味します。つまり、法的性別を変更しようとしたら、身体の変更を強制されるわけです。これは、世界保健機関などが示している方針、すなわち、身体の変更を強制してはいけないという国際的な方針に反する規定です。

ドイツと比べてみましょう。ドイツでは、1980年に日本の特例法と同様の法律が制定されました。「名前変更及び性別確定の特例に関する法律」です。その後、どうなったか。現在では、5 つの要件のすべてが削除されています。そのきっかけは、違憲訴訟です。ドイツでは連邦憲法裁判所が憲法審理をすることになっており、実際の権利侵害がなくとも、この法律はおかしいと思ったら個人でも政党でも違憲訴訟を起こすことができます。この連邦憲法裁判所が、5 つの要件に次々と違憲判決を出したのです。たとえば、非婚要件の撤廃につ

トランスセクシュアル法

	日本	ドイツ
名称 (略称)	性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)	名前変更および性別確定の特例に関する法律(トランスセクシュアル法)
成立	2009年	1980年
年齢要件	20歳以上であること	25歳以上であることが当初要件であったが、1995年違憲判決→削除
非婚要件	現に婚姻していないこと	2008年違憲判決→削除
子なし要件	現に未成年の子がないこと(2008年改正以前は「現に子がないこと」)	2006年違憲判決→削除
生殖不能要件	生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること	2011年違憲判決→削除[基本法2条2項「身体を害されない権利」を侵害]
身体変更要件	その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること	2011年違憲判決→削除[基本法2条2項「身体を害されない権利」を侵害]

52

いては、次のとおりでした。原告の男性は既婚で3人の子がいました。彼は、2001年、72歳のときに女性名に変更し、翌年、性別適合手術を受けようとしたのですが、法律の非婚要件にひっかかり、手術を受けることができませんでした。男性にも妻にも離婚の意思はなく、連邦憲法裁判所に提訴したのです。連邦憲法裁判所は、次のように違憲判断を下しました。「婚姻保護はたしかに重要である。しかし、これと比べても、トランスセクシュアルへの権利侵害のほうが重大である」。その結果、2009年に法律が改正され、ドイツでは結婚したままで法的性別を変更できるようになったため、事実上、同性の夫婦が誕生することになりました。また、2011年には身体変更要件（生殖不能要件と近似要件）に違憲判決がでたのですが、その理由は、身体変更要件がドイツ基本法（憲法）2条2項の「身体を害されない権利」を侵害しているからというものでした。日本でも、現行の5要件を速やかに削除し、法的性別の変更要件を「持続的な性別違和感」と医師の診断証明などのシンプルな要件に変更することが望まれます。

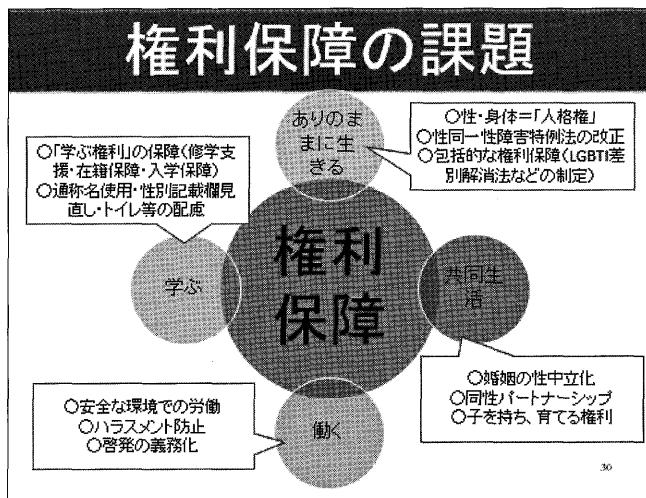
たしかに、特例法は、法的性別変更を認めるという点では画期的な法律でした。しかし、その成立時点からすでに欧米の動向と比べると周回遅れの感が否めない法律であったことも事実です。今や、国連でも、「性同一性障害」とい

う用語は用いせず「性別違和」など別の用語が用いられています。「性同一性障害」は、トランスジェンダーを「精神障害」として扱っていた1980年代の名残を残す呼称だからです。トランスジェンダーやトランスセクシュアルの人たちが性自認に即した生活を送るために医療行為が必要な場合もあります。現状では、精神科受診には保険が適用されますが、100万円以上かかる性別再指定手術やホルモン治療は自費でした。2018年4月から手術は保険適用が認められるようになりますが、ホルモン治療は自費のままです。WHOなどの勧告にしたがって、すべてについて早急に保険適用が認められるべきです。

(3) 包括的な権利保障

LGBTIの権利保障は、「包括的」になさるべきです。「包括的」とは、次の4つの課題をすべて含むという趣旨です。つまり、身体変更の強制等を受けずに「ありのままに生きる権利」の保障、婚姻や同性パートナーシップなど「共同生活を自由に選択できる権利」の保障、そして、性や身体の特徴にかかわらずすべての者に平等に「学ぶ権利」と「安全に働く権利」を保障することです。

性も身体も憲法上の人格権として保障され、それを周りも尊重することが必



要です。現在、与野党や民間で法案が検討されています。2016年、自民党がLGBT理解増進法案をまとめ、民進党などの野党もSOGI差別解消法を国会に提出しました。LGBT法連合も法案をまとめました。しかし、その後動きがとまっています。この動きを進めるのは私たち国民です。

しかしながら、法案のいずれも教育と雇用労働を中心で、同性間の婚姻を権利保障の対象に含めていません。特例法の改正にも踏み込んでいません。グローバル化への対応が求められるという国際的状況だけでなく、現実に東京オリンピックを間近に控え、観光が活性化している今日、欧米で認められる権利の保障について、日本が遅れをとることは得策とは言えません。国連のLGBTI人権保障については率先した役割を果たしている日本政府であればこそ、国内の法整備についてもまた責任を果たすべきと言えるでしょう。

5. 三つの重点課題

包括的なLGBTI権利保障法の柱となるのが、「共同生活」「教育」「労働」です。それにつき、どのような点がとくに考慮されるべきなのか、順番に見ていきましょう。

(1) 共同生活の保障

まず、共同生活を営む権利についてです。カップルが互いに信頼と愛情で結びつき、助け合いながら共同生活を営むことについて、そのカップルが同性であるか、異性であるかによって差別をもうける必要はどこにあるでしょうか。異性カップルであれば、婚姻という法的手続きを経て「配偶者」と認められ、互いに配偶者相続権を持つなど、さまざまな法的保護を受けることができます。同性カップルにその権利と保護を認めない理由があるのでしょうか。

ある人は、「子どものため」と言います。しかし、異性カップルでも子どもを持たないカップルは大勢います。また、欧米の例をみても、親が同性カップルであるからといって、子どもに特段の影響がでているわけではありません。

親子の関係は、親による子のケアと子による親への信頼から互いに築いていくものであって、同性カップルの親には子をケアする資格がないとするのは根拠のない偏見にほかなりません。また、ある人は、「社会秩序あるいは道徳のため」と言います。たしかに歴史的に見て「性風俗」は道徳の重要な側面をなしてきましたが、道徳規範は時代とともに変わります。同性カップルを差別的に遇する道徳規範も法規範も1970年代以降の欧米では根本的な批判を受けてきました。同性愛を処罰した歴史すらもたない日本が、いまさら1970年代以前の欧米の状況を維持する必然性はどこにもないでしょう。

「憲法24条に違反する」と言う人もいるかもしれません。しかし、これも正しいとは言えません。日本国憲法第24条は、「婚姻は両性の同意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として…」と定めています。ここで「両性」とは「男女」をさし、同性同士の結婚は否定されている—このような解釈は、24条ができたときの歴史的背景を無視したものです。24条の「両性の同意」というくだりは「両性」の性別に力点があるのではなく、結婚する当事者の「同意」にポイントがあります。戦前日本には家制度があり、民法では、婚姻には「戸主」の同意が必要と定めていました。24条は、民主主義的改革を目指して、家制度を否定し、婚姻における「戸主」の同意を否定したのです。当時の日本でも、国際社会でも、同性間の婚姻はまったく想定されていませんでした。このため、「両性」を同性間の婚姻を排除・否定した文言と読むことはできません。

2015年、一つの大きな変化が生じました。同性パートナーシップ条例の制定です。渋谷区が最初です。世田谷区や宝塚市が先陣を切っております。このようなパートナーシップを認めるというのは、2014年の国連自由権規約委員会が自治体の公営住宅に同性カップルが入れるのはおかしいという勧告を出していたことへの対応です。しかし、このパートナーシップ証明書には、法的効力はありません。欧米の同性パートナーシップ法は法律ですので、パートナーは法的家族になるのですが、日本の場合は、公営住宅の入居条件の配慮や企業への協力呼びかけにとどまります。けれども、象徴的意味は大きい。欧米でも、

同性パートナーシップは、条例がままで法律に発展しました。今後が期待されます。

（2）学ぶ権利の保障

第2は、学ぶ権利の保障です。教育関係では、2015年と2016年に文部科学省が小中高に対しては通知や教職員向けの周知資料を出して、性同一性障害の子どもたちに適切な対応を求めています。しかし、大学にはこのような統一的通知はなく、個々の大学に任せられているのが現状です。学ぶ権利の保障は、私たち、大学に勤める者にとっては一番切実な問題なのですが、修学支援、在籍保障、入学保障といった問題が課題となります。

①修学支援

まず、修学支援をめぐっては、ハラスメント防止や研修の義務化、あるいは通称名を使用する権利の保障、トイレ等設備利用に対する配慮などへの対応が求められます。通称名使用に関しては、すでに多くの大学が在日の方々に配慮して通称名使用を認めています。今問われているのは、トランスジェンダーの生徒・学生についても通称名使用を認めるかどうかということです。東京大学や早稲田大学、京都大学などはこれをはっきり認めております。

性別記載欄の問題とは、学校書類等で性別記載ができるだけ少なくしようと取り組みです。日本の大学のなかでもっともLGBTIに対する取り組みが進んでいる大学の一つが、国際基督教大学（ICU）ですが、同大学では、できる限り性別記載をなくそうという取り組みを早くから全学を挙げて行っています。また、法政大学では、学位記や大学が対外的に発行する書類に自己申告で本人が望む名前を記すとか、性別を記載しないという取り組みを行っています。何か問題が起きたら本人の責任で対応するとしています。このような改革の方向は、大学がパターナリスティックに個人の生活や選択に介入するのを避けるという意味で望ましく、多くの大学に広がることが期待されます。

②在籍保障

在籍保障については、実態と規則のギャップをなくすという課題がありま

す。現在、一旦入学させた者について、性別が変わったからといって退学を強制するルールを明示している学校や大学はほとんどありません（「相談」の名のもとに、退学や転校を示唆することは行われているようですが）。当事者が安心して学校生活を送れるよう、内外にルールを明示することが望れます。

③入学保障

入学保障の問題に関して、アメリカの女子大の例を紹介しておきたいと思います。

アメリカではセブンシスターズと呼ばれる名門の女子大があります。そのうち2校は共学に変わりましたが、女子大として残っている5校のすべてが、トランスジェンダーの入学を認めました。これはきわめて新しい変化であり、2015年前後のできごとです。では、女子大がなぜトランスジェンダーの入学を認めるのかについて、それらの女子大はどのように説明しているのでしょうか。それはこうです。

そもそも女子大は、社会的マイノリティであった女性のための教育機関として発足した。社会的マイノリティのための教育機関という特性に即して考えるならば、現在マイノリティとして権利を奪われている性的マイノリティの学生を受け入れるのは女子大としては何ら矛盾しない、むしろ積極的に受け入れるべきだ。すなわち、性的マイノリティを受け入れるのは、女子大としての建学の本旨にもとづいたものである。他方、性的マイノリティの人たちにとって、女子大は安全な空間である。女子大には、ジェンダーやセクシュアリティなどに関する授業が豊富にそろっているため、性的マイノリティが学ぶ空間として最適である。以上のようなことが、アメリカの名門女子大が積極的にトランスジェンダーの学生を受け入れると表明した根拠づけです。

たとえば、マウント・ホリヨーク大学は、①生物学的女性であれば性自認にかかわりなく受け入れる（性自認が男性であってもよい）、②体が男性であっても、性自認が女性あるいはその他（性自認が不明確な者を含む）の者を受け入れる（つまり、性自認が男性以外の者はすべて受け入れる）、③インターフェクスで性自認が女性であれば受け入れるとしました。すなわち、「典型的な男

性（体が男で心も男）」という人以外は全部受け入れると言っているわけです。

バーナード大学は、アドミッション・ポリシーでこう謳っています。「女子大としてのミッション」としてこう明示しています。「伝統や価値を推進させ、変化する社会の中でジェンダー・アイデンティティの理解のされ方が進化していることを認識し、バーナードは誕生時に与えられた性別にかかわらず常に女性として生活し、女性と自認する者を志願者として入学審査の対象とする。」

日本女子大だけでなく、この神戸女学院大学や私の勤める奈良女子大学が今後どのようなアドミッション・ポリシーを打ち立てていくのか、大変興味があるところです。

（3）安全に働く権利の保障

第3は、LGBTIの人たちが安全に働く権利の保障です。LGBTIの人たちに対する職場でのハラスメントは依然として深刻です。LGBTIの人たちの中には管理職として大活躍している人もいますが、ハラスメントにあうとか、知られることを恐れて、職を転々とする人も少なからず存在します。安全に働けないという実態があるということです。

日本では、セクシュアル・ハラスメントは、男女雇用機会均等法に定められています。均等法は労働法として雇う側の対応を義務づけているとはいえ、セクシュアル・ハラスメント加害者を処罰するという刑法規定ではありません。均等法の中のセクシュアル・ハラスメント規定は、もともとは女性被害者に限定していたのですが、2008年改正で男性も入るように文言が改正され、2014年の均等法ガイドラインの改正で、同性間のハラスメントも含むこととなりました。これにより、LGBTIに対するハラスメントが均等法で扱うセクシュアル・ハラスメントの1つであるということがはっきりと示されたのです。

これに対応して、NPO法人「性的マイノリティ・ネットワーク」が、ハラスメント例を示したリーフレットを作成しました。そこでは、「そんな人はいない」とか、マスコミで流通している「オカマ」などの差別表現を使ってはならないと書かれています。「彼氏とか、彼女いる？」といった異性愛を前提に

した問いや、「結婚するの、しないの？」というのもタブーです。あるゲイ男性が、勤務先の上司にしきりに見合いを勧められて、断り切れず、結局自殺したという事例もあるそうです。

企業も動きはじめました。グローバル企業ほど、政府や自治体よりはるかに積極的に取り組んでいます。それをあらわすものが、任意団体「Work with Pride」の取り組みです。2016年、日本初のLGBT 施策評価指標（「PRIDE 指標」）を策定し、同年秋、50社が「ゴールド（満点）」と認定を受け、表彰されました。「ベスト・プラクティス」として先進的事例も多く紹介されています。一方、NPO 法人「ReBit」は、2013年より「LGBT 就活支援」を実施しており、企業向け研修や自治体とのコラボのほか、Web サイト「LGBT 就活」を運営して、学生支援にあたっています。

「安全に働くこと」は、生活の要です。グローバル市場の要請や優秀な人物を手放さないために、日本では、企業がもっとも先進的な動きを示しています。しかし、それは大企業や都市部に限られており、いまなお「点」の状態です。権利保障を「点」にとどめず、「面」に広げ、さらには立体的な見地から多様な側面での権利保障をめざさねばなりません。それは、LGBTI 当事者のみならず、女性や高齢者、障がいを持つ人たちにとっても「安全に暮らせる社会」をめざすことにはかなりません。

おわりに

人が自らの尊厳を守り、周囲の人びとがそれを理解して尊重する。それは、人間としてごくあたりまえの営みです。そのあたりまえの営みから排除されがちな LGBTI の権利を教育機関は率先して保障するべきであり、学生や教職員の当事者が見えないままでも不安なく過ごせるように配慮し、学内や地域に「アライ（支援者／理解者）」を増やすための努力を惜しむべきではありません。

以上で私の話を終わります。どうもありがとうございました。

【主要参考文献】

- 三成美保編『同性愛をめぐる歴史と法—尊厳としてのセクシュアリティ』明石書店、
2016年
- 「特集：セクシュアリティとジェンダー」（日本ジェンダー学会『日本ジェンダー研究』
19号、2016年）
- 三成美保編『教育とLGBTIをつなぐ—学校・大学の現場から考える』青弓社、2017年
日本学術会議法学委員会 社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会「(提言) 性的
マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に」2017年9月29
日 (<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>)
- 三成美保編『雇用・労働とLGBTIの権利保障（仮題）』晃陽書房、2018年（予定）